

議案第 8 4 号

亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の
締結に関する協議について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 1 項の規定により、亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約を締結することについて、鈴鹿市と協議する。

令和元年 8 月 3 0 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

鈴鹿市及び亀山市におけるはしご自動車に関する連携協約

提案理由

亀山市及び鈴鹿市におけるはしご自動車に関する連携協約の締結に関し鈴鹿市と協議することについて、地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

鈴鹿市及び亀山市におけるはしご自動車に関する連携協約

鈴鹿市（以下「甲」という。）及び亀山市（以下「乙」という。）は、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおりはしご自動車に関する連携協約を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙が相互に連携し、消防力の向上を図るとともに効率的な行政運営を促進するため、基本的な方針及び役割分担を定める。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる分野について役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携して実施する取組及び役割分担については、別表に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条の取組に係る事務を処理するために要する経費のうち、はしご自動車の整備に要した費用については、50%分を甲及び乙が均等に負担し、残余を甲及び乙がそれぞれの当該年度の基準財政需要額（消防費）に応じた割合により負担するものとする。

2 前項の整備に要した費用以外の経費については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 甲及び乙は、この連携協約の推進に係る連絡調整を図るため、連絡会議を開催するものとする。

(補則)

第6条 この連携協約に定めるもののほか、この連携協約に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松 則子

乙 三重県亀山市本丸町557番地
亀山市
亀山市長 櫻井 義之

別表（第2条，第3条関係）

分野	基本方針	取組	鈴鹿市の役割分担	亀山市の役割分担
消防力の向上 と施設などの 整備の推進	消防体制 の強化	はしご付消防 自動車の整備 に関する取組	鈴鹿市が中心とな ってはしご付消防 自動車の整備及び 運用に取り組む。	鈴鹿市と連携して はしご付消防自動 車の整備及び運用 に取り組む。